

静岡県告示第275号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

42.5トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	<u>30.2</u> トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から7月まで）	6.1トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（8月から11月まで）	0.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年3月まで）	<u>23.8</u> トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	11.8トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から7月まで）	3.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（8月から11月まで）	0.6トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（12月から翌年3月まで）	7.5トン

(注) 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

備考 変更箇所は、下線が引かれた部分である。